

求職活動等に関する申立書

愛川町長 あて

【教育・保育給付認定の場合】

保育所等施設の利用申込み（または継続利用）にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、保育所等施設への入所・入園日（または前職退職日）から2か月以内に、就労（月に64時間以上・1日4時間以上かつ月16日以上）し、就労証明書を提出することを確約します。なお、入所・入園日（または前職退職日）から2か月以内に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、入所月翌月末で退所・退園することに異議を申し立てることはありません。

【施設等利用給付認定の場合】

施設利用にあたり、現在以下のとおり求職活動等をしており、施設等利用給付認定期間中に就労し、就労証明書を提出することを確約します。なお、施設等利用給付認定期間中に就労せず、就労証明書を提出しない場合は、認定を取り消されても異議を申し立てることはありません。

- ① 現在の活動状況について ※該当する□にレ点
- 求職活動を行なっている（複数回答可）
- ハローワークに行っている

求人情報に応募し、面接を受けている

新聞広告やインターネット等で求人情報を収集している

知人等の紹介により行なっている

その他（ ）
- 起業準備を行なっている
- 現在、求職活動または起業準備は行なっていない
- ② 求職活動または起業準備のための、外出の頻度について
- 週_____回
- 月_____回
- 外出はしていない
- ③ 入所保留となった場合について（※教育・保育給付認定を申請の方のみ）
- 入所保留後も求職活動も継続する
- 入所保留となった場合は、求職活動を休止する

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日 氏名 _____

（保育所等申込・利用）児童名	生 年 月 日	（第1希望・利用）施設名
	年 月 日	申込・在籍
	年 月 日	申込・在籍
	年 月 日	申込・在籍